

第32回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(金) 午前9時30分から午前11時25分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	中島 元彦
3番委員	大佐古 初江
5番委員	内野 和幸
6番委員	鳥越 孝広
7番委員	石橋 祐一
8番委員	池端 祥久
9番委員	藤原 優子

4. 欠席委員(1名)

4番委員	馬場 幸男
------	-------

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第5号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子
職 員	佐田 伸一

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第32回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 はい。

議長 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件の申請がございます。

 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。（資料の読み上げ）
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。

 1番は6番委員ですのでお願いします。

6番委員 この件については、直接ご本人とお話ししましたが、退職後の農業も考えての購入と聞いており、他の耕作者では利用上も直接道がないことから、問題ありません。

議長 2番案件については、4番委員をお願いします。

4番委員 耕作者は荒地解消にも取り組まれており、更新によるものでもあることから問題ありません。

議長 ありがとうございます。
担当委員の意見を終わり、審議に入ります。ご質問ご意見はありませんか。

議長 他にご質問はございませんか。
(質疑者なし)
それでは、審議を終わり採決に入ります。
まず、1番案件を許可される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。
続いて2番案件を許可される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。

議長 それでは、次に

● 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の申請がございます。県許可案件ですので、農業委員会の意見を付し県に送付するものがございます。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)
この2件の農地は市街化調整区域ではありますが、農用地指定もなく新大牟田駅から300メートル以内であるため第3種農地となり、転用が原則認められるものであることを県確認済みであります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 確認ですが、駅から300メートル以内であれば第3種農地になるのですか。

事務局 農用地指定を受けている場合は転用できませんが、指定を受けていない場所、いわゆる白地であれば第3種農地となります。

2番委員 新幹線の駅に限らないということですか。

事務局 鉄道の駅であれば、適用されます。

6番委員 この地域の水が流れる下流域では、近年の大雨の際に一気に流れ水位が上昇しており、ますます転用が進むことで水量増大の心配があります。

議長 地域の心配はあろうかと思えます。
地元の土木委員からの書類の提出はあっているのですか。

事務局 水利権承諾書の提出がっております。

5番委員 開発許可不要ですから調節池を設置する必要はないのでしょうか。

事務局 そうです。

7番委員 開発許可不要で調節池不要であるならば、心配だからといって設置を求める根拠がないのではないのでしょうか。

事務局 意見で設置を求めるということになれば法以上の求めすぎという面もあろうかと思われます。しかし、農業委員会として転用に関し、支障が生じるおそれがあるものについては意見として付すことは可能かと思えます。

議長 地域担当の委員からは大丈夫との現地調査はあるものの、下流域の委員からは市街化調整区域の転用がされないと思われていた農地が、駅周辺とのことで転用が認められれば、近年の大雨時に水量が増し問題になるのではとの意見です。
そこで、転用自体は認めるものの、近年の集中豪雨や自然に流れ土地に吸収され流れていたものがアスファルト化により一気に流れ出ることから、この点に関し対応が必要との意見を付すことでいかがでしょうか。

各委員 はい。

議長 ほかに皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ほかに意見がないようですので、裁決を取ります。
転用については許可相当とし、豪雨時の排水対策を講じる必要があるとの意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 それでは、全員賛成で2号議案は許可相当とし、意見として、豪雨時の排水対策が必要との意見を付し県に報告することとします。

議長 次に

議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号大牟田市農用地利用集積計画の決定については、26件の申請がございます。

なお、10番と11番案件は、私に関する案件でございますので、農業委員会法第31条による議事参加ができないと規定されておりますので、これらの審議につきまして退席いたします。

それではまず、10番と11番を除く説明を事務局お願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、質疑ある方は挙手をお願いします。

(質疑終了後)

ないようですので、質疑を終わり採決に入ります。

議案3号の10番と11番を除く案件は、一括採決でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で10番と11番を除く案件全てを許可することに決定します。

続いて、10番と11番案件に入りますので私は退席し、以後の進行は会長代理をお願いします。

—会長退室—

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。

10番と11番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)

審議の程よろしく願いいたします。

2番委員 審議に入ります。ご質問ご意見はありませんか。

(質疑者なし)

それでは、審議を終わり採決に入ります。

10番と11番をまとめて採決でよろしいでしょうか。

(異議者なし)

10番と11番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

10番と11番は全員賛成で許可することに決定します。それでは、会長の入室をお願いします。

－会長入室－

2番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 それでは審議事項が終わりましたので、次の報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

事務局 はい。(資料の読み上げ)

議長 報告第1号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第1号を終ります。
続きまして、報告第2号について、説明をお願いします。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

事務局 はい。(資料の読み上げ)

議長 報告第2号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第2号を終ります。
続きまして、報告第3号について、説明をお願いします。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 はい。(資料の読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明がありました。報告第3号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第3号を終ります。
続きまして、報告第4号について、説明をお願いします。

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

事務局 はい。(資料の読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明がありました。報告第4号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第4号を終ります。
続きまして、

報告第5号 非農地証明について

議長 報告第5号について、説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明がありました。報告第5号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第5号を終ります。
これをもちまして、第32回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上